

**地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費**

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。  
平成30年度上ノ国町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 40,531千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 879,200千円

（単位：千円）

大区分	小区分（事業）	平成30年度 決 算 額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源			一 般 財 源		
			国道支出金	町債	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	その他	
1	社会福祉							
	社会福祉総務費	228,193	149,100		2,832	6,018	70,243	
	老人福祉費	79,951	1,669		2,165	6,007	70,110	
	児童福祉総務費	19,727	1,898		16,092	137	1,600	
	母子福祉費	3,408	1,330		314	139	1,625	
	保育所費	91,724	2,243	27,500	20,067	3,309	38,605	
	その他社会福祉費	77,537	43,426		714	2,635	30,762	
	小 計	500,540	199,666	27,500	42,184	18,245	212,945	
2	社会保険							
	国民健康保険事業特別会計繰出事業	80,028	26,548			4,220	49,260	
	介護保険事業特別会計繰出事業	111,458	1,763			8,656	101,039	
	後期高齢者医療対策事業	32,561	21,482			874	10,205	
	小 計	224,047	49,793	0	0	13,750	160,504	
3	保健衛生							
	保健衛生総務費	30,057	2,436	13,000	1,659	1,023	11,939	
	健康増進事業費	16,963	936		1,009	1,185	13,833	
	予防費	6,921				546	6,375	
	診療所費	100,672		17,400	10,000	5,782	67,490	
	小 計	154,613	3,372	30,400	12,668	8,536	99,637	
合 計		879,200	252,831	57,900	54,852	40,531	473,086	

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて案分して充当している。